



## 雇用を増やして税金を減らす物語

### 雇用を促進する税制、雇用促進税制

昨年の石島会計メモ（10月号）にてご案内しましたが、雇用促進税制というのは、一定数以上の人数を新規雇用すると、新規雇用一人あたり20万円もの税額が軽減される制度です（ただし、上限はあります。詳細は後述）。昨年新設され、早いところではこの税額控除の恩恵を授かった会社も出てきました。

今回は、この雇用促進税制についておさらいをしておきたいと思います。

### ケーススタディ（以下はすべて中小企業を前提とします）

次のような会社の例で考えてみましょう。

会社名	クロネコ株式会社（社長：大和さん）
事業年度	平成24年4月1日～平成25年3月31日
前期末(H24.3.31)	人員数：8人、給与年額3,500万円
当期末(H25.3.31)見込	人員数：10人、給与年額4,200万円

平成24年5月24日。クロネコ株式会社の大和社長は、今年度中に従業員8人から**2人増員**した10人体制にしようとして計画しました。

8人から10人への増員というのは、**増加割合25%**（増加2名÷元の人数8人）という大変なものです。

「給与額はどのくらい増加するだろうか・・・」。大和社長が試算したところ、当期見込みは2人増員して4,200万円。**前期比の給与増加割合は20%**（増加額700万円÷前期3,500万円）となりそうです。

### 税制の優遇を受けるための2要件

ふと、社長は過去の石島会計メモに「人材を増やすと税金が安くなる」と書いてあったことを思い出しました。見てみると、2つの要件が必要とあります。

#### （1）頭数増加要件

中小企業は**2人以上**、かつ、**雇用増加割合が10%以上**。

#### （2）給与等増加要件

適用年度の給与等支給額 > 前期の給与等 × (1 + 雇用増加割合 × 30%)

（要は、**前期比給与増加割合が雇用増加割合の30%超**となればよい）

(表面より続き)

大和社長は考えます。「うちは**2人増員、増加割合25%**だから要件(1)は問題ない。要件(2)はややこしいが、雇用増加割合 $25\% \times 30\% = 7.5\%$ でうちの**給与増加割合は20%**だから、両方の要件を満たしている！」

### 雇用促進税制を受けるための事前手続き

気分をよくした大和社長ですが、石島会計メモの続きを読んで慌てます。

雇用促進税制を受けるためには、**事業年度開始後2ヶ月以内に**、納税地を管轄するハローワークに**雇用促進計画を提出**する必要があります。

大和社長「うちは3月決算だから、5月末までに雇用促進計画を提出しなければいけない！でも、この“雇用促進計画”というのは何だろうか」

### 雇用促進計画

以下が雇用促進計画(計画部分抜粋)です。計画時には計画当時の状況を記載し、事業年度終了後に実績を記載してハローワークで確認印を受けることで、税制の優遇が受けられるようになります。

名称	所在地	雇用保険適用 事業所番号	労働者の数 (計画時)	うち雇用保険一 般被保険者の数	目標増加数	うち雇用保険一般 被保険者増加数
クロネコ(株)	××	×-××	8人	8人	2人	2人

※計画書様式は、厚労省のホームページでダウンロードすることができます。

### 実際に控除される税額は??

それから1年。新人2人を加えた甲斐もあり、平成25年3月期は黒字を達成しました。しかし、大和社長は税務申告書を見て驚きました。税額控除額が30万円となっているのです。「一人あたり20万円とあったのに、なぜ20万円 $\times$ 2人 $=$ 40万円ではないのだ？」

実は、原則として控除額は20万円/人なのですが、**法人税額の20%までという上限が設けられている**のです。クロネコ社の場合、平成25年3月期の法人税額が150万円でした。そのため、 $150万円 \times 20\% = 30万円$ となり、40万円よりも小さいため、控除額は30万円となっていたのです。

「それでも、30万円も税金が安くなったというのはありがたい。平成25年度もこの制度を利用できるのだろうか？」

### 複数回の利用も可

雇用促進税制は、**平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度**においては、繰り返し申請をすることができます。計画書を提出して実際に雇用が増えなかったとしても問題にはなりませんので、ひとまず事業年度開始2ヶ月以内に雇用促進計画を出しておくことをお勧めします。

気になる方は、ぜひ石島会計までお問い合わせ下さい。

石島会計のホームページでも詳しく紹介しております。[www.i-cpa.jp](http://www.i-cpa.jp)または検索サイトで「石島会計事務所」を呼び出し、「税務&経営塾」をご覧ください。

# 石島会計の職員紹介

【今回の職員紹介は、日本橋人形町の風雲児・佐藤篤司の巻】

クライアントの皆さん こんにちは  
「石島会計の佐藤」です。



俗名・・・ 佐藤篤司  
起源・・・ 昭和38年12月10日  
生まれ・・・ 東京都中央区  
(人形町で17代/チャキチャキの江戸っ子です。)

## アジト

現在は隅田川のほとりでマンション暮らしです。

15年前の夏に大ヒットした木村拓哉&山口智子主演のドラマ「ロングバケーション」で二人が住んでいたところが売り出され、発売日前日にデベロッパーに押しかけて即決購入!!  
(結構ミーハーです。) 入居当時はロンバケマンションと称され、観光名所になっていました。

## 相棒

妻、中学1年の息子の3人家族(歩いて15分の実家には母もいます。)

### 事故紹介 (石島流)

妻と20年前にタンデムツーリングに出かけた際にバイクで事故ってしまい・・・  
両手と片足を骨折し全治一年! (妻は無傷)  
その間、手足となってくれた妻と(やむなく??) ゴールイン。  
その後遺症で今も頭が上がりません。

## 逃避

子供の頃から故郷がなかったせいかな?とにかく田舎が大好きです。

息子が小学校を卒業するまでに47都道府県制覇を目論みて、昨年11月宮崎・熊本を最後に完全制覇しました。  
プランニングが好きで、時間があれば仮想旅程をシミュレートしています。旅行をご予定の皆さん、判らないことがありましたら、私に相談して下さいね。  
得意は日本全国と中国・韓国・台湾・東南アジア・ミクロネシア・南太平洋・カナダ等で  
苦手は米国と欧州(全く訪れたことがありません)です。

(裏面へ続く)

(表面より続き)

**動**

**外出が大好きで、家には殆ど居ません。**

昨年息子がジュニアスクーバのライセンスを取得！！これで**家族3人全員ダイバー**です。大学時代はボクシングをやっていました。その他、テニス・スキー・ビリヤード・ボーリング・カラオケ・麻雀など**何でも付き合えますので、今度誘って下さいね**。ゴルフも今期再開予定です。

**静**

**本は月に10冊ほど読みます。映画は月に15本ほど見ます。**

基本的に雑食ですが、本は歴史物（特に中国の戦国時代～三国時代と日本の安土桃山時代～江戸時代が好き！！）又はサバイバルノベル、映画はアクションとコメディが好物です。

**止**

**基本的には止まりません（一日4～5時間程度はメンテナンスのため機能停止）**

**日常**

**今の仕事は天職だと思っています。転職（石島流）は考えていません。**

**顧問先（頑張っている会社）が大好物です。**

常々、社長には会社を自分の息子と同じように大切に育てて頂きたいと思っています。そして会計・税務や経営についてのみならず、その成長のために何でも相談して欲しいです。私はこれからも皆さんが自分の息子の健康状態をチェックするための新鮮で有益な情報を提供していけたらと願っています。

(文中、赤字部分は所長代理の判断による強調部分です)